



障害のある方の“働きたい”を応援します!! ～障害別・合理的配慮について(うつ病編)～



【合理的配慮とは?】

障害者雇用において、事業主には合理的配慮の提供が義務付けられています。障害者が職場で働く際に何らかの支障がある場合には、それを改善するための措置を講ずることが必要で、障害の特性によって求められる配慮が違います。(会社の過重な負担にならない範囲で講じるものです)

【うつ病の特性】 うつ病は、生活に支障をきたすほどに異常に気分が沈む状態が長く続く病気です。一般に身体と精神の両方に症状が現れますが、人によって症状は様々です。

身体症状	睡眠障害(不眠・過眠)、食欲不振、頭痛、腰痛、肩の痛み、疲労感、倦怠感など
精神症状	気分が落ち込んで何もする気になれない状態、日内変動(特に朝方のゆううつ感がひどく、夕方になるにつれて軽くなっていく状態が続く)、集中力低下、注意力散漫、意欲低下、不安、自信の喪失など

【配慮のポイント】 うつ病の方が働く上で課題となるのが、疲労しやすい、新しいことや変化に対して不安が強い、細かな指先の動作や複雑なことが苦手、体調に波があることなどです。
しかし、主治医とよく相談し、体調を整え、能力発揮できる職場環境、配慮が提供可能な会社を選択することで、活躍の場を広げられます。



【合理的配慮の例】

特性	合理的配慮の具体例
疲労しやすい	・本人と相談の上で短時間勤務からはじめ、体力の回復状況をみながら徐々に勤務時間を延長する
新しいことや変化に対して不安が強い	・職場で日常的に関わることができ、信頼関係を築くことのできる担当者を決め、定期面談で本人の話を聞く ・可能な範囲で変化の少ない環境を選択
複雑なことが苦手	・作業の流れや手順を決める ・仕事の難易度を少しずつ上げていく
体調に波がある	・通院と服薬の機会が確保できる職場環境、労働条件を整える ・病状の周期によって、勤務時間、仕事量を柔軟に調整



※ご本人の体調などに応じた対応が必要です。

お問い合わせ

朝霞市はあとぴあ
障害者就労支援センター

TEL: 048(486)2575【直通】 FAX: 048(486)2418



メール

※朝霞市はあとぴあ障害者就労支援センターは、朝霞市の指定管理者として、朝霞市社会福祉協議会が運営しています。

車いす貸出のご案内

本会では、病気やケガ等により一時的に車いすを必要とする方を対象に、車いすの貸出を行っています。それ以外にも「普段は杖歩行だけど、暖かくなってきたので少し長めに散歩したい」そんなときにもご利用いただけます。ぜひお気軽にお問い合わせください。

貸出をご希望の方は、必ずお電話またはFAX・メールにて事前にご予約をお願いします。

※台数に限りがあります。

■受付: 月曜日から土曜日の午前8時30分～午後5時15分(日曜日・祝日・年末年始は除く)

■貸出期間: 1か月以内 ■利用料金: 1,000円(1か月) ※1週間以内は無料



お問い合わせ

総合相談支援係

TEL: 048(486)2478【直通】 FAX: 048(486)2418



メール

不要入れ歯等回収事業実績報告

みなさまのご協力により、多くの不要入れ歯等を回収することができました。ご協力ありがとうございました。今後ともみなさまのご理解とご協力をお願いします。

不要入れ歯等回収事業とは

本会は、市内に「不要入れ歯等回収ボックス」を設置し、ご自宅で不要となった入れ歯や片方しかないピアスやイヤリング等の回収を行っています。

回収された入れ歯などは、NPO法人日本入れ歯リサイクル協会が収集し、入れ歯などに含まれている「貴金属スクラップ」、「貴金属」の代価の一部が本会に寄付され、地域福祉事業の推進に活用されています。

《不要入れ歯等回収ボックス設置場所》

①朝霞市総合福祉センター(1階 ロビー) ②溝沼老人福祉センター(受付) ③朝霞市役所(1階 長寿はつらつ課前)



お問い合わせ

総務係

TEL: 048(486)2479【直通】 FAX: 048(486)2480